

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（保健衛生業務手当）</u> <u>第3条 保健衛生業務手当は、保健所に勤務する職員で、感染症の患者その他これに準ずる者に接触する業務に従事したものに支給する。</u> <u>2 保健衛生業務手当の額は、従事した日1日につき160円を超えない範囲内において、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。</u></p>	<p><u>（保健衛生業務手当）</u> <u>第3条 保健衛生業務手当は、保健所に勤務する職員のうち、次に掲げるものに支給する。</u> <u>(1) 感染症の患者その他これに準ずる者に接触する業務に従事した職員</u> <u>(2) 相談員として精神保健相談業務に従事した職員</u> <u>(3) エックス線操作の業務に従事した職員</u> <u>2 保健衛生業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。</u> <u>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる職員 従事した日1日につき160円</u> <u>(2) 前項第3号に掲げる職員 従事した日1日につき540円</u></p>

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。